

平成30年第11回（定例）高砂市教育委員会 会議録

日時

平成30年7月26日午後1時30分

場所

高砂市役所西庁舎4階会議室

出席者

衣笠教育長、山名委員、吉田委員、神尾委員、布施委員

出席事務局職員

永安教育部長、阿部教育推進室室長、瀧野学校教育室長、赤松学校教育室学校教育課長  
都筑教育推進室教育総務課長

本日の会議に付した事件

議案

- 1 高砂市社会教育関係団体登録申請について
- 2 高砂市教育委員会表彰の被表彰者の決定について

報告事項

- 1 高砂市教育委員会事業後援承認一覧について

その他

- 1 8月行事予定について

---

議 事 議案 1 高砂市社会教育関係団体登録申請について

- 事務局 (議案 1 について説明)
- 教育長 申請団体の12以外の2つの団体については、ちょっと課題があるということでの説明をいただきました。何かご質問等はございませんか。
- 委員 A 各団体の会計状態というのは、ほかの団体も全部調べられたということですか。
- 事務局 申請書類の中で、29年度の事業実績、収支決算書、それから30年度の事業計画書と事業予算書という形を出していただいております。また、総会をされているところに関しては、総会で報告されている内容をこちらでも確認した上で、社会教育委員の会議のほうには説明をさせていただいて、社会教育委員さんのほうも中身を確認した上で、これなら問題がないでしょうという了解をいただいたというところですよ。
- 委員 B 申請認可がされなかった場合には、どんな不都合があるんですか。
- 事務局 教育関係、社会教育、それから学校教育の施設を利用する際に使用料の減免が受けられなくなります。
- 委員 A 今回、団体の申請を却下することは、社会教育関係団体として認めないということですよ。
- 事務局 人権の場合でしたら、社会教育法の規定にも照らし合わせて、少し疑義があるかなというところですよ。ただ、社会教育委員の皆さんも今までの活動実績その他もありますので、今、認定をしないというのではなく、こういう形ではちょっと基準に合わないのよ、こういう形では是正できないかということよ、一旦保留という形をとらせていただこうと言っていたいております。ですので、社会教育委員のほうから、こういうふうには是正できないかということをお伝えして、それを基準に当てはまる形になれば、改めて登録を、審議をして認めていくということよ、今のところは考えていただいております。
- 委員 A それともう1つ、この各種団体の中で見ると、事務局が行政のそれぞれの課の中にあるということがあるのよですけども、これに関しての是正とか、そういうものは問題にならないのよですか。要するに高砂市連合婦人会でしたら、生涯学習課にあつて、いろんな印刷物等が、団体の方がそれを行っているわけじゃなくて、生涯学習課で印刷物を作成しているかということよ、あつたりすることを聞いたんですけども、そういう団体のあり方についての是正とか、そういうのに関しての議論はされていないのよでしょうか。
- 事務局 現段階で行政のほうで事務局を持っているということよ、社会教育関係団体以外にも幾つかの団体でそういう形をとっているところよ、ございます。ただ、事務局として行政が担っている場合、例えばこういう申請書をつくる、書類の作成

その他を事務局が担っているということはあるのですが、実際の活動にかかわる、いわゆる補助金を受けて、その補助金で事業をやるに当たっての会計処理であるとか、そういうものはそれぞれの団体のほうでやっていただいています。ですので、行政のほうで、そのお金をもって執行するということは、数年前から市全体の申し合わせとしてやめてきております。例えば連合PTA協議会の場合は、PTAの役員さんというのは毎年かわられるケースが多いということもございますので、事務的な処理に関しては行政である生涯学習課の中でお手伝いをするという形で運営をしておるのが実態でございます。

○委員A 連合PTA協議会と青少年育成連絡協議会との違いについて、各校区のPTAはそれぞれに動いていますよね。青少年育成も校区ごとによって動いている。そうしたら、連合PTA協議会も、実際に連合PTAとしては何をしているかということになりませんか。具体的に連合PTAとして各学校に指示を出し、各PTAに指示しているかという実態を把握されていますか。

○事務局 連合PTA、それから連合婦人会、老人クラブ連合会、このあたりは皆同じなんですけれども、当然、各単位の団体での活動もされております。この3つに関しては連合としての活動も実際されております。それは総会資料のほうでも確認しておりますし、この3つの団体に関しましては、市全体での活動をされる場合というのは、後援申請等でこちらの教育委員会のほうにも申請依頼が出てきますので、連合体として活動されているのは確認ができております。ただ、青少年健全育成連絡協議会の場合は、市全体の、各校区の青少年健全育成協議会が一体となって何らかの活動をやっているかというところ、その活動がないというところ、果たして市全体の連絡協議会の名前で申請するのが正しいのかどうかというご指摘をいただいたというところです。

○教育長 連合PTAなどは、PTCAの研修会等を理事会でやっていて、全体で連合としての活動が、幾つかあるということで、主に単位でやっていますけど、連合としても活動はあるのです。婦人会、老人会もそうなのですけど。青少年健全育成協議会は市全体としての活動というものがほとんどなく、予算もないという中で、それがほんとうに社会教育関係団体として適切な団体であるかというところで、ちょっと課題になったということなんです。

○事務局 社会教育団体につきましては前からいろんな議論はあったのですが、昨年度あたりから社会教育委員の会議の中で活発な議論が出てきました。その中で、やはり是正すべきものは是正すべきでしょうということで、昨年度から議論いただいて、1年間かけて、そういった是正を求める団体につきましては、担当のほうからは是正案等をお示ししていたところなんですけど、現在、残念ながらその是正が見られないというところで、今回保留という形になっているというところです。

○教育長 人権も青少協も、どちらも社会教育に合わせて活動自体はそれぞれやっていた

だいているんですけれども、人権のほうでは自己財源がゼロの中で、公の支配に属さない団体でいれるのかという部分ですよね。それと、青少協につきましては、校区単位では活動をやっていたいて、区のために大変動いていただいているんですけれども、市全体の活動というのがほとんどないということで、ちょっとそれはどうなのかという見方が出てきたということです。

○事務局

人権教育協議会に関しましては、社会教育法の中の規定に「公の支配に属さない団体である」ということが社会教育関係団体の定義として挙げられております。ですので、この登録要綱の内容を審議する前段の段階で言えば、通常は市から補助金を受ける場合は、3分の1が市からの補助金で3分の2が自主財源というのが一般的なんですけれども、人権教育協議会に関しては100%市の補助金だけであるという点からいって、この「公の支配に属さない団体」というのは無理があるのかなというご指摘でございます。

それから、青少年健全育成協議会に関しましては、第2条の1番目、「人事、運営、事業、財政が認定された団体自身の自発的意思と独自の裁量により行われる自主的な民間団体である」ということになるんですが、具体的な事業案もない。それから予算・決算もないという状況で、こちらにひっかかるのかなというところでございます。

活動そのものは社会教育にまつわる活動を専らされておりますので、ほかの点に関しては大きな問題はないようです。ただ、先ほど申し上げました、事業の運営、あるいは事業、あるいは組織の財政という点で少し問題があるというところでご指摘をいただいております。

○教育長

何かご意見はございますか。今のところ、この人権教育の協議会のほうは補助金等だけの財源ということで、会費等を集めておられませんので、そのあたりで、もしそういうことで是正されたら認定ということですが、なかなか難しいということです。青少年健全育成協議会のほうも、校区別に活動しているけれども、市全体として何か活動をしていただくとか、ある程度の予算をもって活動していただくようなことが是正されれば認定してもいいんですけども、そこがまたなかなか難しい部分がありまして、今のところ解決されていないということで保留という形になっているのですが、この団体の方には今働きかけをやっていると。

○事務局

はい。社会教育委員の会議の議長の名前で、社会教育委員の総意として、こういう問題点があるというところで、その是正をお願いしたいということで、文書でそれぞれの団体のほうに通知をさせていただき、期限を切って回答をいただく形を今のところ考えております。その回答をもとに、再度、社会教育委員の会議に諮りまして、今年度、是正できなくても、来年度からこういう形という回答になるかもしれませんので、その内容によって、社会教育委員の皆様のご意見を伺って、暫定的に今年はまだ一度登録を認めましょう、約束どおり

来年できなければ、来年はもう最初から認定しないという形をとるのか。あるいは、今年度中にこういう形で是正しますという回答をいただければ、それを認めて、今年度、改めて登録を認めるという形をとるのか。そのあたりは、それぞれの団体の回答に合わせて社会教育委員の会議で検討させていただいて、改めてまた教育委員会にも報告させていただいて、議決をいただくと考えております。

- 委員C 去年も同じようなことで是正してもらいたいという話はされたのですか。
- 事務局 登録要綱を見直すきっかけになりましたのも、そのあたりのところで、ほかの団体についても幾つか、これではこの要綱に照らし合わせると難しいところがあるのではないかというご意見が出ましたので、1年間、事務局のほうで時間をいただいて、それぞれの団体に協議をさせていただくということでお時間をいただいたという経過がございます。輕易なところに関しては、今年度、ほぼ修正いただいているんですが、先ほどの2つの団体については、根本的な運営の仕方というところもあって、担当レベルで事務局同士での話ではなかなか話が進んでいないというのが現状でございました。その旨の報告をさせていただいて、こちらとしては、こうしたらどうですかという助言もしたんですけども、それぞれの団体のほうが難しいなということで、例年と同じような形で申請が出てきてしまったというところで、それだったらきちっと社会教育委員の名前で文書を出して指導をするのがやっぱり必要かなという、今回のご意見だったということころです。
- 教育長 何かご意見はございますか。今出ている2つの団体については、今後、社会教育委員さんの会議の議長のお名前でもう一度是正を勧告して、是正されたら、また改めてここで諮る。この12の団体については、ここで審議いただいて、協議していただくということですか。
- 事務局 はい。
- 教育長 それでよろしいでしょうか。そうしたら、ここに示されています申請団体12の団体につきましては、ご承認いただけるということでもよろしいですか。ご承認いただいたようですので、この12の団体については社会教育関係団体として承認をしたということで、あとの2つの団体については、今後そういった形で指導していただいて、是正されたら、改めてまたこの社会教育委員の会議で諮ったものを教育委員会でも協議していただくということでもよろしくお願います。では、議案の2つ目になりますけれども、高砂市教育委員会表彰の被表彰者の決定について説明をお願いします。

---

議 事 議案2 高砂市教育委員会表彰の被表彰者の決定について

- 事務局 (議案2について説明)

○教育長 以上、説明は終わりましたが何かご質問はございますか。よろしいでしょうか。そうしたら、今回、この形の推薦に承認いただいたということでよろしいでしょうか。そうしたら、報告事項に入ります。報告事項の1、高砂市教育委員会事業後援承認一覧の説明をお願いします。

---

議 事 報告事項1 高砂市教育委員会事業後援承認一覧について

○事務局 (報告事項1について説明)

○教育長 説明は終わりました。何かご質問はございませんか。よろしいでしょうか。その他の8月行事予定についてお願いします。

---

議 事 その他 8月行事予定について

○事務局 (その他について説明)

○教育長 8月の行事予定について何かご質問はございますか。よろしいですか。また教育委員さんにも参加をお願いする行事もございますが、よろしくお願ひいたします。あと、その他、何かございますか。事務局からもないですか。

○事務局 この総合教育会議のテーマでございます。前回、このテーマにつきまして、ご意見がありましたらということをお願いしてございました。その中で教職員の働き方についてという案をいただいてございました。あと、市長のほうからコミュニティスクールについて議題としたいというお話もございまして、働き方改革ですとか、クラブ活動に関しまして、前回も議題として上げさせていただいているということで、当然、続けて議論を深めていただくことも大事だということもあるんですけども、今回は新しい議題というところでコミュニティスクールと子供教育についてお願ひしたいと考えてございますので、この教育委員会が終わった後で、また協議していただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○教育長 総合教育会議の議題について、今、説明がありました。ほかの委員さんから何かありますか。よろしいですか。その他、何かありましたら。

○委員A 全く関係ないことでもよろしいですか。

○教育長 はい。

○委員A この夏の暑いときのクラブのあり方と、活動時間の問題、あと、暑さ指数に関する意識があまりにも低過ぎると思うのです。子供たちが熱中症で倒れて、実際何人も運ばれて来ているので。聞くと、クラブ活動が長時間あるということと、水分の補充に関してすごく誤解を招く形の指導をしている先生がいっぱいあるとのこと。学校への水の持ち込みのきちんとした規約ってありますか。水筒で持っていってありますが、水筒が空になったとき、水分の補充をどうして

いるかという、近くでの新たなペットボトルの購入とか、そういうのは一切許していない。また、スポーツドリンクや、あるいはOS-1のような脱水に対しての補給をするために有効なものの持ち込みを禁止している学校もあるということで、それはやっぱりおかしいと思います。やはり水筒だけでは間に合わないから、学校での補充の仕方というのを具体的に考えてあげないとだめだと思います。

○委員B 平常時だったら、1回学校に行ったら外に出ないでおきましょうということがありますので、それはおっしゃるとおりだと思います。今、夏休み中なので、時間的制約がなければ、どこかのコンビニに行く方法も。

○委員A 実際そうですが、ふだんの学校のとくも学校で水分を補充してあげるシステムをつくってあげないと、今の状態では水が足りないと考えます。小学校の子がいくら持っていても500ccも持っていけないかと思います。2リットル、3リットルの水分が必要なときに、外に出たら駄目で、学校では補充はできませんといったら、どこで補充できるのかとなってしまいます。

○委員B 冷水器がどのくらい稼働するかですよね。

○委員A 自由にある程度補充させるようなことをさせないといけません。我慢させるから、結局倒れてしまっています。熱中症に対しては常に危険領域だということを理解しておかないと、我慢しなさいという形は一切あり得ないので、十分徹底しないといけない。学校で、暑さ指数も調べて、基準を超えたので全国的にスポーツはやめなさいと言っているのに、させたということになったら、それもおかしいです。この前、一度指数が超えましたよね。

○事務局 連絡はすぐにさせていただいています。

○委員D 私が今回提案させていただきたいなと思っていたのは、暑さ指数が基準を超えたとき、危機管理室から市内全域に放送をかけて欲しいというお願いです。高齢者の家庭とかだと冷房を体に悪いと思っている方って、言ってもつけなかったりする。だから、市内全部で、こういう状況なので室内では冷房をかけましょうとか、野外での運動はやめましょうとかいう放送を全市にかけてもらいたいです。そうすると、部活動とか、もしも強引にやっても、周りの住宅からも見えますし、何をやっているんだということになると思うのです。だから、みんなの目を使いながら、そういうことをやめていかなきゃいけないと思うので、それを提案しようかなと思っていました。

それと、もう1つは、部活動の外部指導者の枠が1校につき2名というのを、もっと増やしていただかないと、先生たちがいつまでも部活動に振り回されると思うので、どんどん入っていただけるような環境を、ちょっと予算をいただいてつくっていただきたいなど。その2点です。

○委員A もう1つ、クラブ活動に関して、テレビなどでもやっておりますが、クラブ活動についての実態調査で、世界の中で日本だけが学校の先生がクラブ活動の指

導を行っています。だから、根底から考えて、クラブのあり方というのを考え直さないといけないと思います。クラブ活動が教育の一環だという形で、そのクラブ活動に何の経験もないような先生が、色々なことを指導していかなきゃならない。そんな異常なことは、何とかしないといけないと思います。どうしたら減らしていけるかということを、長いビジョンをもって考えておかないといけないと思います。先生方の働き方改革についても、根底にそれがある以上は難しいと思います。クラブは教育の一環という言葉を使うから駄目なのだと思います。例えば水泳であれば、着衣のもとで泳いで、水難があったときのための泳ぎ方を教える等が教育であって、タイムを争うようなことは本来のあり方としては違うのではないかと思います。本質にもう一回返らなければ駄目です。

○委員 B 部活動の、この暑さの中でやっていることだとか、職員のオーバーワークの元であるというのはその通りだと思うのですが、教師が部活動を離れるということについては反対です。やり過ぎは部活動に限らず何でもだめだと思うのですが、教師も授業をする顔と部活動では違う顔を見せることもあるだろうし、子供たちも同じように、授業を受けるときの顔もあれば部活動をするときの顔もあって、その両方を見せることが学校生活を良くしていると思っています。今のような状態のままで、ということは一切僕も思っていませんがうまくその辺はバランスをとってやると。その1つは、今のままの顧問の数ではとても大変なので、まずは人の力、部活動だったら部活動要員とか、そういう人たちを補充してほしい。そういう中で、いろいろ安全面に気を使いながら、ちゃんと部活動できるような環境をつくってあげたいなと思います。

○委員 C 委員 A さんのお話と委員 B さんのお話をそれぞれ考えると、やはり時間的な問題だと思うのです。スポーツ庁が週に2日は休みをとりなさい、ウイークデーは2時間、週末は3時間、これにのっかってやりなさいというガイドラインを出して指導しています。ただ、それに従っているのは、一部の地方公共団体だけで、ほとんどまだやっていないというのが実情です。まず、部活動を適正な時間で皆さんにやらせてもらって、指導員のカバーをしていって、そうするとさらにバランスがよくなると思うのです。まず最低限、スポーツ庁が言っている基準を打ち出して、それに従ってやりなさいと決めればいいのではないかと思います。朝早くから朝練が始まって、放課後も夜遅くまで練習がある。その上、土日でも練習をする。そういうのを変えていく必要があると思います。

○教育長 今、部活動のあり方について貴重なご意見をいただきました。まず前半でありました夏の暑さの中での部活動について、これまでも7月は小学校で陸上をやめましょうとか、きょうはこの暑さですから、もう部活動は中止とかいうのはメールで配信していましたが、きちんとした通知という形で、熱中症の情報サイトによるものを基準として、もちろん危険領域になった場合は、もうしない。



あと、それ以外の、その1つ下の厳重警戒の段階においても、周囲の湿度や子供の健康状態、または年齢等をしっかりと踏まえてやりましょうという通知も出させていただきました。ただ、守っていないところがあるので、そこはきっちりと守っていただくようにしっかりとやっていく。それと、水分の補給についても、まだまだ徹底されていない。中には水筒の水がなくなっているのに補充ができないとか、またはスポーツドリンクはだめとか、そういった情報もいただきましたので、また改めて学校のほうには指導していきたいと思います。

それから、後半に部活動につきまして、たくさんご意見をいただきました。スポーツ庁が出していますガイドラインにのっとって、今ちょうど高砂市も部活動の基本指針というのを見直しています。平成25年につくったものを今に合致した形で、先生も働き方改革で健康状態、子供たちには何よりもゆとりを持ってしっかりと生活していくということも踏まえて見直しをしています。学校現場の声も聞きながら調整をしているのですが、部活動の意義というんですか、そういうものはやっぱりあるというご意見がある中で、そこは今のガイドラインであったり、県のほうからも部活動のことについての指針が出ておりますので、その辺をベースにして、しっかりときちんとしたものをつくって、それを徹底していくという形でさせていただいていますので、それにつきましても、ある程度できた段階で、また委員さんのご意見を聞きながらやっていきたいと思っています。

教育委員会がしっかりと、そういう姿勢を示して、それを学校が受けとめて、子供たちのためにしっかりと徹底させていくということができるよう、また務めてまいりますので、よろしく願いいたします。

そうしたら、あと、何か。よろしいですか。

- 委員B 委員Dさんがおっしゃった、放送という、あれは実現可能なのですか。
- 事務局 放送については従前から議論があって、健康増進課が責任を持って流すのか、環境省なので環境政策課のほうかというところで、庁内で話し合いの場はあったのですけれども、まだちょっと実現ができていないという状況だと思います。
- 委員B 暑い時期がどんどん通り過ぎていっていますので、急がないといけませんね。
- 教育長 委員Dがおっしゃったように、市民全員の安全を守るという意味でも大事ですし、それが流れることによって、部活動をやっている先生方または子供たちもそういう意識を持つ。周りの人もそれを見て、駄目だという空気ができるという意味でも、すごく有効な手だてとは思っています。ただ、うちの教育委員会だけで決められるものではないので、こういうご意見があったということは関係部のところへ繋いで検討してくれということはあるんですか。
- 事務局 はい。

○教育長　　そういう形でお願いします。  
では、これで第11回の高砂市教育委員会を閉会したいと思います。お疲れさ  
ました。

---

平成30年7月26日　午後3時16分　教育長会議の閉会を宣告

---